

北海道林木育種場旧庁舎の火災保険について

北海道林木育種場旧庁舎は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済事業 (<https://www.city-net.or.jp/products/building/>) に加入しています。

江別市が建物を継続所有し、利活用事業者へ無償貸与をする場合は、建物総合損害共済事業により、江別市が所有する建物、工作物及び動産について損害が補てんされます。ただし、利活用事業者が所有する動産等の損害は補てんされませんので、利活用事業者自ら保険に加入する必要があります。

また、利活用事業者の故意、重過失、法令違反により建物に損害を与えた場合は、建物総合損害共済事業による損害補てんの対象外であり、利活用事業者が江別市へ賠償することになります。

また、利活用事業者が北海道林木育種場旧庁舎の譲渡を受ける場合は、利活用事業者が自ら保険等に加入する必要があります。